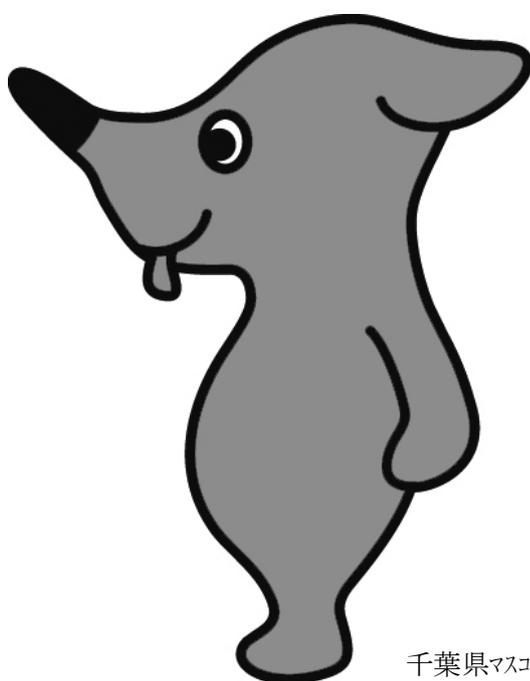


# 千葉県子ども虐待対応マニュアル

## 別冊 資料編



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」

千葉県

平成26年1月

## 目 次《資料編》

【関連法規・通知一覧】	1
-------------	---

- 被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの移管及び情報提供等に  
関する申し合わせ（平成 19 年 7 月 12 日 全国児童相談所長会）・・・ 1
- 法令・通知等のタイトル一覧・・・ 14

### 《参考》

- ◇ 厚生労働省ホームページアドレス

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo\\_kosodate/dv/hourei.html](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/kodomo/kodomo_kosodate/dv/hourei.html)

- ◇ 子どもの虹情報研修センターホームページアドレス

<http://www.crc-japan.net/index.php>

【各市町村児童相談・虐待通告担当部署一覧】	17
-----------------------	----

【関係機関一覧】	20
----------	----

## 【関連法規・通知一覧】

### 被虐待児童の転居及び一時帰宅等に伴う相談ケースの 移管及び情報提供等に関する申し合わせ

#### I 目的

児童虐待が発生する家庭は、家庭環境や経済状況に不安定な場合が多いこともあって、他の自治体（都道府県・政令指定都市及び児童相談所設置市）に跨って転居する事例がしばしば認められる。しかし、遠隔地である等の理由で児童相談所間の引継ぎが不十分であったことから児童相談所の関わりが希薄となり、援助過程に空白が生じ、虐待が再発して、死亡等の重大な事態を招いた事例が少なくない。

また、施設に入所中の児童に対する家族再統合等の取り組みの一環として、児童が他の自治体に跨って、一時帰宅する場合についても、重大な事態を招くおそれがあることが考えられる。

こうしたことから、転居した場合の虐待の再発防止と援助の継続性を確保するため、ケース移管、情報提供、一時帰宅等を行う場合の調査依頼及び家庭訪問等の連携の仕方について、自治体相互間で新たな申し合わせをすることが必要である。

特に、児童相談所相互間のケース移管等の取り扱いに関しては、平成16年に改正された児童虐待の防止等に関する法律により、国及び地方公共団体の責務として、「関係省庁相互間その他関係機関及び民間団体の間の連携強化」が明記されており、更に、児童相談所運営指針第3章第2節の4の管轄（以下、「管轄」という。）の（9）においても自治体相互間の連携強化の例示として、「支援を行っている家庭が他の自治体に転出する際には、児童福祉法第25条等に基づき、転出先の児童相談所に通告し、ケースを移管するとともに、当該家庭の転出先の児童相談所と十分に連携を図ること」とされている。

また、一時帰宅等の場合についても、「管轄」の（9）の規定による自治体間の連携のひとつに位置付けることができる。

これらのことを踏まえて、全国児童相談所長会として、児童相談所相互間の具体的な連携のあり方について次のとおり申し合わせる。

#### II 申し合わせの内容

申し合わせの対象は、原則として被虐待児童のケースとする。但し、養育困難ケース等であっても、現在関わっている児童相談所（以下、「当該児童相談所」という。）が虐待発生予防の観点から、この申し合わせを適用すべきと判断したケースについては、これに準ずる。

##### 1 用語の定義について

下記の用語については、多様な用例があり、自治体間の誤解や混同を避ける意図から、この申し合わせにおいては、次のとおり定義する。

##### （1）「移管」について

「移管」とは、「管轄」の（9）に基づき、居住地を管轄する児童相談所が援助を実施し

ている間に、ケースが当該児童相談所の管轄区域外に転居したことに伴う、次の①及び②に関する「児童相談所間」の公式な引継事務を指す。

①援助方針が決定していない「継続調査」中のケース

②「児童福祉司指導」及び「継続指導」中のケース

また、「管轄」の（５）により、児童福祉法第 27 条第 1 項 3 号及び同条第 2 項による措置（以下「施設入所措置等」という。）の場合であっても、児童の福祉にとって必要と認められる場合は児童相談所間での協議により移管できる。

## （２）「情報提供」について

「情報提供」とは、当該児童相談所における援助により状況の改善が図られ終結したケースが、当該児童相談所の管轄区域外に転居したことに伴い、次の①から③に関して行う、情報の引継事務を指す。

① 当該児童相談所は、当該ケースに対する援助が終結した時点で家庭環境は安定し、転居先の児童相談所（以下、「相手方児童相談所」という。）による直接的介入を必要としないケースと判断したが、転居後の家庭環境の変化等による虐待のリスク要因が完全には消失しておらず、今後、虐待の再発する可能性を残しているケースについて、情報を伝達すること。

② また、当該児童相談所において、当該ケースの援助が終結した後に転居の事実が確認された場合、確認された時点で、①と同様の必要性がある場合に、相手方児童相談所に、情報を伝達することも「情報提供」に含むこととする。

③ 以上の他、当該児童相談所が、当該ケースの転居後に、新たな相談として受理した相手方児童相談所から、転居前の状況について照会を受け、これに回答することも同様とする。なお、これらの情報提供については、文書（別添様式参照）にて行うこととする。

## （３）「援助依頼」について

「援助依頼」とは、「管轄」の（８）による指導の依頼を指す。

この申し合わせでは、施設入所措置等中の児童の保護者が、他自治体に転居した場合の児童の一時帰宅に伴う調査等の依頼も、この援助依頼の一つに位置づける。

## （４）「転居」について

「転居」とは、住民票上の異動の手続きが取られていると否とに関わらず、現にケースを取り扱っている当該児童相談所が調査等により居住の実態を確認できた時点の状況を指す。

また、当該児童相談所が転居を把握しておらず、転居先の居住地を所管する相手方児童相談所によって転居が確認された場合等も同様とする。

#### (5) 「一時帰宅」について

「一時帰宅」とは、施設入所措置等継続中のケースが、他自治体へ転居した保護者宅等への夏期・冬期をはじめとする一時的な外泊を指す。

### 2 転居に伴うケース移管及び情報提供の具体的申し合わせ

#### (1) 「移管」の事前協議について

移管を行う場合、当該児童相談所は援助方針会議等で、組織として方針を確認することとし、速やかに相手方児童相談所と事前協議を行うことを原則とする。

当該児童相談所の長が、緊急を要すると判断する場合は、転居の情報が確認された段階で速やかに相手方児童相談所と電話等により連絡を取り今後の対応を協議する。

#### (2) ケース移管の期限

虐待の持つ特質から、児童相談所間のケース移管については、地域の関係機関のネットワークの中で見守る観点からも直ちに行うことを原則とする。

なお、双方の児童相談所による家庭訪問及び関係者を交えてのケース検討会議等の設定までには一定の時間を要することから、電話等により当面の対応等について事前協議を行うなど、援助経過に空白が生じないよう配慮する。

在宅ケースの移管の手続きは、一日も早く転居先での必要な支援を行うため、転居が確認された時から遅くとも1ヶ月以内に完了する。

#### (3) 移管前後の温度差のない対応

ケース移管後の当面の指導方針については、虐待状況の理解についての児童相談所間の認識の差をなくす観点から、相手方児童相談所がケース移管の完了後も、当該児童相談所の援助方針（児童福祉司指導か、継続指導かを示す）を、少なくとも1ヶ月間は継続することとする。

援助方針の継続に当たっては、移管を受けた相手方児童相談所が速やかに所として方針を決定し、進行管理を行う。相手方児童相談所は、1ヶ月を経た時点でその後も経過対応を継続するか否か等、新たな環境下の家族状況を児童相談所としてアセスメントすることが望ましい。

なお、1ヶ月以内に、より高度なリスクが発生した場合、相手方児童相談所が、継続した当該児童相談所の援助方針を直ちに変更し、高次の援助方針（児童福祉司指導または施設入所措置等）に転換することを妨げるものではない。

#### (4) 移管手続きに関する指針との整合性

在宅ケースで転居することが予定されているか、又は転居した場合については、「管轄」の(9)の規定では、「転出先の児童相談所に通告し、ケースを移管する」とされているが、この申し合わせでは、当該児童相談所から相手方児童相談所に対する「移管」の手続きを児童福祉法第25条の「通告」に代わるものとして取り扱うこととする。

#### (5) 「情報提供」の留意点について

情報提供に際しての留意点については次のとおりとする。

##### (ア) 事前協議

情報提供を行う場合、当該児童相談所は援助方針会議等で組織として方針を確認した後、速やかに相手方児童相談所と事前協議を行うことを原則とする。

##### (イ) 情報提供を行う児童相談所の留意点

当該児童相談所が相手方児童相談所に情報提供する場合、「なぜ移管ではなく、情報提供として申し送るのか」について過去の情報だけでなく、直近の家族状況等の情報も含め、要点を押さえた資料を作成するよう留意する必要がある。

##### (ウ) 情報提供を受ける児童相談所の留意点

情報提供を受けた相手方児童相談所は、住民等からの通告などの必要な時直ちに書類等を活用できるような的確に情報管理することが必要である。なお、この情報管理の方法等については、各自治体の事情を勘案し、当該自治体で最も適切と考えられる方法で管理するものとする。

#### (6) 移管及び情報提供時に使用する標準様式

移管又は情報提供するケースは、表書き（様式1-1）とともに、氏名・年齢・住所、家族構成等のほか、次の内容を相手方児童相談所に的確に伝えることとする。

- ①最初に相手方児童相談所に連絡を入れた日付と内容
- ②直近の家庭状況・家庭調査結果
- ③指導経過の概略と転居後のリスク
- ④関係機関

こうした移管に関する情報は、正確なケース状況や経過の把握に足りうるとともに迅速で的確なものとなる必要がある。このため、重点事項を簡潔に表記する様式1-2を定め、活用することとする。

### 3 移管及び情報提供の判断の目安

#### (1) 移管及び情報提供の判断の目安

移管及び情報提供の判断は、この申し合わせ1の(1)及び(2)で定めた基準で実施するが、その目安については、「子ども虐待対応の手引き」第5章一時保護の「一時保護決定に向けてのアセスメントシート（以下、「アセスメントシート」という。）」の基準に準拠して実施する。

ただし、アセスメントシートは、判断を行う際の道具（ツール）のひとつであるので、当該児童相談所の長は、移管として扱うか、情報提供として扱うかについて、取り扱い経過等の実態を踏まえて、弾力的に判断することとする。

(ア) アセスメントシートの①から⑤に該当する場合

当該児童相談所は相手方児童相談所に、援助過程に空白が生じて重大事故に結びつかないよう、迅速に取扱経過等の必要な情報を添付して、移管することを原則とし、この場合、次のような引継ぎ方法をとるよう努める。

- ①担当職員を出向させ、相手方児童相談所の担当予定職員に説明を行う。
- ②担当職員と相手方児童相談所の担当予定職員が当該家庭を同行訪問する。
- ③当該保護者と児童を相手方児童相談所に招致し、担当職員と相手方児童相談所の担当予定職員が面接を行う。
- ④担当職員と相手方児童相談所の担当予定職員が要保護児童対策地域協議会の個別援助チームのケース会議に同席参加し、取り扱い経過等を説明する。
- ⑤遠隔地等により、担当職員が相手方児童相談所に赴くことが困難な場合には、文書等による移管を行うことになるが、必要な情報が適切に提供できるよう、電話による協議等も活用して、遺漏のないように努める。

(イ) アセスメントシートの⑥から⑦に該当する場合

当該児童相談所から相手方児童相談所へは、原則、文書による移管とするが、ケースの特性や距離等を勘案して、可能な限り丁寧な引継ぎを行うよう努める。

(ウ) アセスメントシートの⑧に該当する場合

この場合には、Ⅱの1の(2)に基づく情報提供とする。

ただし、保護者等が転居先で児童相談所の援助を受けることを希望する場合は、この限りでなく、(イ)による移管としての手続きを行う。

#### 4 一時帰宅等の取り扱いに伴う調査等の依頼の具体的申し合わせ

(1) 適用範囲

他の自治体に跨る一時帰宅、家庭引取り(以下、「一時帰宅等」という。)のケースの適用範囲は、原則として、施設入所措置等継続中のケースとする。

なお、家庭引取りのための段階的交流として一時帰宅を実施する児童や、強引な引き取りにより施設に戻ることが困難となった児童、乳幼児期から長期にわたり施設入所措置等を行っている児童等、虐待が発生する可能性の高いケースについては特に留意が必要である。

(2) 事前協議

当該児童相談所が、援助方針会議等で一時帰宅等の方針を確認し、相手方児童相談所に援助依頼を行う場合は、速やかに事前協議を行うことを原則とする。

なお、一時帰宅の実施状況等を踏まえ、家庭引き取りの方針を確認する際も相手方児童相談所の意見を聞くものとする。

### (3) 調査依頼等

調査等の依頼については、「管轄」の(8)による「指導依頼」の一つとして位置付け、その具体的手続きは次によるものとする。

#### (ア) 調査依頼

一時帰宅等に向けた調整を行う場合、当該家庭の生活状況を把握することは、必要不可欠である。

しかし、当該家庭が遠隔地にあり保護者の協力が得られにくい場合、正確な生活状況の把握を行うことは容易でなく、調査が不十分となるおそれがある。

こうしたことから、児童相談所間での調査依頼は、相互に協力し合うことを確認し、依頼は様式2-1により、その回答は様式2-2により行うこととする。相手方児童相談所に調査依頼を行うにあたっては、帰宅先を管轄する相手方児童相談所が調査等に入る旨を、必ず当該児童相談所が保護者に伝え、了承を得ておくことを原則とする。

なお、当該児童相談所が直接確認する場合には、この限りでない。

#### (イ) 同行訪問依頼

児童の家庭引取り等に向け、一時帰宅等が予定されるケースについては、帰宅先となる家庭を訪問して、生活状況をつぶさに確認することが必要である。

しかし、当該家庭が遠隔地である等の理由で、当該児童相談所が一時帰宅の都度、帰宅中の生活状況を把握することが困難であると判断される場合、又は一時帰宅中に連絡が取れなくなる等の緊急事態が発生した場合を想定して、当該児童相談所が行う最初の訪問調査の実施に際しては、相手方児童相談所に同行訪問を依頼することができることとする。

このことにより、当該児童相談所と相手方児童相談所は、予め、ケースについての情報を共有することが可能となり、緊急時等の対応を円滑にすることが可能となる。

#### (ウ) 依頼に当たっての留意点

家族再統合に取り組んでいるケースについては、家族再統合支援プログラムの中で、相手方児童相談所による調査等の実施を必要な課題として位置付け、当該家庭の理解を得ておくこととする。また、調査結果を踏まえ、当該家庭の環境、保護者等について、相手方児童相談所の意見を求めることができるものとする。

### (4) 保護者からの強引な引き取りへの対応

他自治体に跨る一時帰宅中に、保護者等による強引な引き取りが発生し、当該児童相談所が十分な対応をしたにも拘らず、措置中の施設に戻らない場合は、相手方児童相談所は当該児童相談所からの調査依頼をはじめ、今後の対応につき、協議に応じることとする。

### (5) 家庭引取りにより施設入所措置等を解除する場合の留意事項

当該児童相談所は、家族再統合支援プログラムの実施等により、他の自治体に居住する

保護者宅に家庭引き取りすることに伴い、施設入所措置等を解除の方向で調整する場合、施設、相手方児童相談所の意見を聞いて、適切に評価する。

相手方児童相談所は、原則として(3)の調査依頼を受けたときから、ケースとして受理、調査の扱いとし、双方の児童相談所で十分な調整のうえ、家庭引き取りとなった場合は、施設入所措置解除後の在宅ケースとして、この申し合わせの2、3の手続きに準じて適切な移管を行うものとする。

### III 申し合わせの実施に伴う個人情報の取り扱い

申し合わせの実施に伴う個人情報の取り扱いについては、次のとおりとする。

#### 1 引継ぎに係る個人情報の取り扱いの原則

(1) 児童相談所間の虐待の予防や解決のための個人情報の取り扱いについては、「子ども虐待対応の手引き」第1章の6の(1)に記載されているとおり、③の要件を満たすものであり、児童福祉法第61条に規定される「正当な理由」に該当するとされていることから、これを適用する。

(2) 地域のセーフティネットワークの構築に伴う情報提供については、児童福祉法第25条の2の規定(要保護児童対策地域協議会)に準拠する。

#### 2 保護者への対応

児童相談所間のケースの移管、情報提供及び援助依頼にあたって、当該児童相談所は相手方児童相談所による関わりを確保するため、上記の(1)に基づき、引き継ぐことを保護者に伝えることを原則とする。

#### 3 個人情報保護と管理

申し合わせの実施にあたっては、個人情報の保護と管理について、適正で慎重な対応を図る。

### IV 事務手続きに係る共通様式について

転居に伴う移管、情報提供及び一時帰宅等の取り扱いの事務手続きについては、次により行う。

#### 1 移管・情報提供についての共通様式

様式1-1 表書き

様式1-2 (別添 記入要領参照)

2 一時帰宅等についての共通様式

様式 2 - 1

様式 2 - 2

3 その他所定の添付書類

添付書類は、児童記録票（写）他、今後の援助の参考となる資料とする。

V 発効

この申し合わせは、平成19年7月12日から発効する。

全国児童相談所長会

年 月 日

児童相談所長殿

児童相談所長

児童・保護者等の転居に伴う相談ケースの移管・情報提供について（通知）

次の児童について、貴所管内に転居しましたので（移管・情報提供）します。今後ともよろしくご配慮下さい。

1 児童氏名 (男・女) 年 月 日生

2 保護者氏名

保護者住所  
(電話番号)

3 添付資料一覧  
(1) 様式1-2  
(2)  
(3)

4 事前協議の確認 済・未済  
(未済の場合は、文書送付前に必ず事前協議を実施して下さい。)

5 その他

## ケース(移管・情報提供)票

旧住所		新住所	
児童氏名		学 年	
		生年月日	H 年 月 日 生
最初に相手方児相に連絡した日付と内容	月 日		
<b>直近の家族状況・リスク要因、及びこれまでの指導経過等概略</b>			
主 訴	虐待(身・心・ネ・性) その他( )	内 容	
ケース・家族状況の特記		家族のジェノグラム	エコマップ
直近情報			
リスク要因 (簡潔に箇条書き)	----- ----- -----		
主な指導経過 (箇条書き)	H 年 月 日		
	H 年 月 日		
	H 年 月 日		
	H 年 月 日		
	H 年 月 日		
<b>これまで関わっていた関係機関</b>			
機 関 名	担当者1	(担当者2)	電話連絡先
( )学校・保育所			
( )保健所・保健センター			
( )福祉事務所			
			その他
<b>転居先ですでに情報が入っている関係機関(引き継ぎ時になければ未記入)</b>			
機 関 名	担当者	(担当者2)	連 絡 先
			その他

年 月 日

児童相談所長殿

児童相談所長

措置中の児童の家庭環境調査について（依頼）

当所で措置中の次の児童が、貴所の所管地域に一時帰宅するにあたり、遠隔地等の事情から、貴所の職員に家庭環境等の調査についてご協力をお願いいたします。

なお、調査後は別紙（様式2-2）によりご回答願います。

- 1 児童氏名 (男・女) 年 月 日生
- 2 施設名 (入所（措置）開始日) 年 月 日  
施設種別  
施設所在地
- 3 保護者氏名  
  
保護者住所  
(電話番号)
- 4 一時帰宅予定期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 5 調査依頼事項
- 6 添付資料
- 7 その他（一時帰宅実施に伴ない当所又は施設が指示した条件等）

年 月 日

児童相談所長殿

児童相談所長

措置中の児童の一時帰宅先への調査について（回答）

平成 年 月 日付けで依頼のありました、貴所の措置中の児童の一時帰宅先について調査を実施しましたので回答します。

1 調査実施日 年 月 日

2 調査者

3 一時帰宅先  
保護者氏名  
保護者住所  
(電話番号)

4 調査結果

## ケース移管と情報提供票 記入にあたっての要領

### 1. 目的

この要領は様式1-2の記載にあたり、記入事項の一つのスタンダードとして定める。

### 2. 「ケース（移管・情報管理）票」記入上の留意点

#### (1) 「最初に相手方児相に電話連絡した日と内容概略」欄

- ・最初に相手方児相に電話連絡等を行った日付と、内容について、簡潔に伝達すべきポイントを1～2行程度で記述する。
- ・これは、移管についての事務の開始期における伝達内容を記録し、相手方児相との連絡の行き違いをなくすために設定している。

#### (2) 「ケース概要・家庭状況等特記」欄

- ・箇条書きで、ケース及び家庭状況についての特徴について記述する。
- ・家族構成員の状況として、特に相手先児相が見落としはならない点を記載。
- ・児童相談所運営指針の改訂に伴い、きょうだいの状況についても明記する。
- ・ジェノグラムとエコマップは手書き可。一目でわかる図として活用する。
- ・経過記録の時系列的な記述と異なる、最新の家族構成員の生活状況・ポイントを簡潔に記載することにより、引継時の焦点を明らかにする。

#### (3) 「ジェノグラム/エコマップ」欄

記載する記号等は、原則として子ども・家庭への支援計画を立てるために（児童自立支援計画研究会編）p531以降に基づく。

しかし、本シートの記入欄は限られているので、最新の状況の中からキーパーソン・鍵を握る社会資源の存在などに絞った記述に努める。

#### (4) 「直近情報」欄

- ・最新情報について知り得ている有力情報を、簡潔に1行以内で記載する。

#### (5) 「リスク要因」欄

- 各1～2行以内で簡潔に相手方児相への伝達に落とせない視点を記述。
- ・移管時には、とりわけ、直ちに見逃してはならないポイントを記述。
- ・情報提供票については、「虐待が現在は沈静化しているが、どのようなリスクをまだ残しているか。」について等を記載する。
- ・その他、当該家族に援助方針を引き継ぐ旨等が伝えられているか否かについても、記述することとする。

#### (6) 「主な指導経過」欄

- ・箇条書きにて、これまでの指導経過の中でも見落としはならない最重要日
- ・事項についてのみ日付を追って簡潔に記載する。

#### (7) その他

- ・電子ファイルで使用する場合、必要があれば様式中のセルの属性をかえ、文字を大きくする、または使用が少ない欄を使用率が多くなってしまった欄に振り返る等、様式が大きく変化しない範囲で欄幅操作を可能とする。

## 法令・通知等のタイトル一覧

<b>1 制度全般</b>	
	児童福祉法
	児童福祉法施行令
	児童福祉法施行規則
	児童虐待の防止等に関する法律
	児童虐待の防止等に関する法律施行令
	児童虐待の防止等に関する法律施行規則
	児童相談所運営指針
	市町村児童家庭相談援助指針
	要保護児童対策地域協議会設置・運営指針
	子ども虐待対応の手引き
<b>2 法令改正等</b>	
	「民法等の一部を改正する法律」の施行について(平成 23 年 6 月 3 日雇児発 0603 第 1 号)
	「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について(平成 24 年 3 月 14 日雇児発 0314 第 1 号)
	「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令」及び「民法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令」の施行について(平成 23 年 12 月 28 日雇児発 1228 第 4 号)
	児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律(平成 19 年法律第 73 号)
	「児童虐待の防止等に関する法律及び児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について(平成 20 年 3 月 14 日雇児総発第 0314001 号)
	「児童虐待の防止等に関する法律施行規則」及び「児童福祉法施行規則の一部を改正する省令」の施行について(平成 20 年 3 月 14 日雇児総発第 0314002 号)
	児童福祉法の一部を改正する法律(平成 16 年第 153 号)
	「児童福祉法の一部を改正する法律」の施行について(平成 16 年 12 月 3 日雇児発第 1203001 号)
	児童福祉法の一部を改正する法律の施行に関する留意点について(平成 17 年 2 月 25 日雇児総発第 0225002 号)
	「児童福祉法施行令の一部を改正する政令」の施行について(平成 17 年 3 月 18 日雇児発第 0318001 号)
	児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 30 号)
	「児童虐待の防止等に関する法律の一部を改正する法律」の施行について(平成 16 年 8 月 13 日雇児発第 0813002 号)
	「児童虐待の防止等に関する法律」の施行について(平成 12 年 11 月 20 日雇児発第 875 号)
<b>3 子ども虐待対応の手引き</b>	
	子ども虐待対応の手引きの改正について(平成 25 年 8 月 23 日雇児総発第 0823 第 1 号)
<b>4 児童相談所・児童福祉司等</b>	
	児童相談所を設置する市について(平成 20 年 8 月 29 日雇児総発第 0829001 号)
	児童福祉司の任用資格要件に関する指定施設における業務の範囲等について(平成 17 年 2 月 25 日雇児発第 0225003 号)
	児童相談所及び市町村の職員研修の充実について(平成 24 年 2 月 23 日雇児総発 0223 第 2 号)

<b>5 訪問事業等</b>	
	乳児家庭全戸訪問事業ガイドラインについて(平成 21 年 3 月 16 日雇児発第 0316001 号)
	養育支援訪問事業ガイドラインについて(平成 21 年 3 月 16 日雇児発第 0316002 号)
	児童福祉法等の一部を改正する法律によって新たに第二種社会福祉事業として位置づけられた事業について(平成 21 年 3 月 31 日雇児総発第 0331002 号、雇児保発第 0331004 号)
	厚生労働大臣の定める医療法人が行うことができる社会福祉事業(平成 10 年厚生省告示第 15 号)
<b>6 安全確認</b>	
	措置解除等に伴い家庭復帰した児童の安全確保の徹底について(平成 24 年 11 月 1 日雇児総発 1101 第 3 号)
	児童虐待の通告者及び通告内容等の情報管理について(平成 22 年 11 月 19 日雇児総発 1119 第 1 号)
	虐待通告のあった児童の安全確認の手引きについて(平成 22 年 9 月 30 日雇児総発 0930 第 2 号)
	居住者が特定できない事案における出頭要求等について(平成 22 年 8 月 26 日雇児総発 0826 第 1 号)
	児童の安全確認の対応について(平成 22 年 8 月 18 日雇児総発 0818 第 1 号)
	児童の安全確認の徹底について(平成 22 年 8 月 2 日雇児総発 0802 第 1 号)
	虐待を受けた子どもの安全確認及び安全確保の徹底について(平成 22 年 1 月 26 日雇児発 0126 第 1 号)
	児童虐待を受けた児童の安全確認及び安全確保の徹底について(平成 20 年 3 月 17 日雇児総発第 0317001 号)
<b>7 一時保護</b>	
	一時保護の充実について(平成 24 年 4 月 5 日雇児発 0405 第 27 号)
	一時保護所における専門職員等の配置について(平成 24 年 4 月 5 日雇児発 0405 第 28 号)
<b>8 連携体制・組織体制</b>	
	養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援の徹底について(平成 25 年 6 月 11 日雇児総発 0611 第 1 号、雇児母発 0611 第 1 号)
	養育支援を特に必要とする家庭の把握及び支援について(平成 24 年 11 月 30 日雇児総発 1130 第 1 号、雇児母発 1130 第 1 号)
	児童虐待の防止等のための医療機関との連携強化に関する留意事項について(平成 24 年 11 月 30 日雇児総発 1130 第 2 号、雇児母発 1130 第 2 号)
	児童虐待への対応における警察との連携の推進について(平成 24 年 4 月 12 日雇児総発 0412 第 1 号)
	児童虐待に係る速やかな通告等に関する学校との連携について(平成 24 年 3 月 29 日雇児総発 0329 第 1 号)
	妊娠期からの妊娠・出産・子育て等に係る相談体制の整備について(平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 1 号・雇児福発 0727 第 1 号・雇児母発 0727 第 1 号)
	妊娠・出産・育児期に養育支援を特に必要とする家庭に係る保健・医療・福祉の連携体制の整備について(平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 4 号・雇児母発 0727 第 3 号)
	学校及び保育所から市町村又は児童相談所への定期的な情報提供について(平成 22 年 3 月 24 日雇児発 0324 第 1 号)

9 保護者支援	
	児童虐待を行った保護者に対する指導・援助の充実について(平成 20 年 3 月 14 日雇児総発第 0314001 号)
10 親権	
	「児童相談所長又は施設長等による監護措置と親権者等との関係に関するガイドライン」について(平成 24 年 3 月 9 日雇児総発 0309 第 1 号)
	医療ネグレクトにより児童の生命・身体に重大な影響がある場合の対応について(平成 24 年 3 月 9 日雇児総発 0309 第 2 号)
	児童福祉法第 47 条第 5 項に基づき児童福祉施設の長等が緊急措置をとった場合の都道府県知事又は市町村長に対する報告について(平成 24 年 3 月 27 日雇児総発 0327 第 1 号、雇児福発 0327 第 2 号、雇児保発 0327 第 1 号、雇児母発 0327 第 1 号、障障発 0327 第 1 号)
11 死亡事例検証	
	「地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について」の一部改正について(平成 23 年 7 月 27 日雇児総発 0727 第 7 号)
	地方公共団体における児童虐待による死亡事例等の検証について(平成 20 年 3 月 14 日雇児総発第 03140002 号)
	「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第 9 次報告)」を踏まえた対応について(平成 25 年 7 月 25 日雇児総発 0725 第 1 号、雇児母発 0725 第 1 号)
12 政策評価	
	児童虐待の防止等に関する政策評価(総務省統一性・総合性確保評価)について(平成 24 年 2 月 23 日雇児総発 0223 第 1 号、雇児保発 0223 第 1 号)
13 その他	
	「災害時における児童相談所の活動ガイドライン」について(平成 25 年 4 月 18 日雇児総発 0418 第 1 号)
	「住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票の写し等の交付並びに戸籍の附票の写しの交付における児童虐待の被害者等の保護のための措置」について(平成 24 年 9 月 26 日雇児総発 0926 第 1 号)
	国民健康保険法の一部を改正する法律の施行に係る留意点等について(平成 20 年 12 月 26 日保国発第 1226001 号、雇児総発第 1226001 号)
	児童虐待防止対策の推進について(平成 23 年 7 月 20 日雇児総発 0720 第 1 号・雇児母発 0720 第 1 号)

**【各市町村児童相談・虐待通告担当部署一覧】**

管轄	市町村名	調整担当部局	児童相談・虐待通告 受付窓口名	児童相談・虐待通告受付 受付担当部署	備 考 (特記がない場合、窓口時間は通常の業務時間)
中央 児童 相談 所	成田市	健康こども部子育て支援課 0476(20)1538	子育て支援課	健康こども部子育て支援課 0476(20)1538	
	佐倉市	健康こども部児童青少年課家庭児童相談班 043(484)6263	児童青少年課	児童青少年課 043(484)6263	
			育児相談	健康管理センター 043(485)6711	※
			育児相談	西部保健センター 043(463)4181	※
			育児相談	南部保健センター 043(483)2812	※
			教育相談	適応指導教室分室(佐倉教室) 043(484)6611	電話相談9:00~16:00(月~金)
			発達相談	教育センター 043(486)2400	発達相談10:00~17:00(月~金)
	習志野市	こども部子育て支援課子育て支援相談室 047(453)7322	子育て支援相談室	子育て支援課 047(453)7322	
	市原市	子育て支援部子ども福祉課 0436(23)9802	家庭児童相談室	子ども福祉課 0436(23)9746	月~金 9:00~16:00
			いじめホットライン	教育委員会指導室 0436(22)9090	※ 月~金 9:00~16:00
			青少年相談	青少年指導センター 0436(43)3939	※ 月~金 9:00~16:00
			特別支援教育電話 相談・面接相談	教育センター 0436(41)2825	※ 月~金 9:00~16:00 面接は要予約
			療育相談 (発達・ことば)	発達支援センター 0436(36)6097	※ 月~金 9:00~16:00 要予約
			子育てほっとダイヤ ル	保健センター 0436(23)1187	月~金 9:00~16:00
			育児相談	各保育所	月~金 9:00~16:00
			八千代市	子ども部元気子ども課子ども相談センター 047(484)2954 047(483)1151 内2266・2267	子ども相談センター
	保健センター 母子保健課	母子保健班 047(481)7250			
	教育委員会指導課	指導課 047(481)0301			
	青少年センター	青少年センター 047(483)2842			※ 9:00~16:00
	教育センター	教育センター 047(486)8866			※ 9:00~16:00
	適応支援センター フレンド八千代	フレンド八千代 047(486)1019			※ 9:30~17:00
	四街道市	健康こども部家庭支援課 043(421)6124			
				健康増進課 043(421)6100	
				青少年育成センター 043(421)7867	※
				家庭児童相談室 043(423)0783	
	八街市	市民部児童家庭課児童家庭班 043(443)1693	家庭児童相談室	児童家庭課 043(443)1693	月~金 9:30~16:00
	印西市	健康福祉部子育て支援課子育て支援班 0476(42)5111	家庭児童相談室	子育て支援課 0476(42)5180	月~金 9:00~16:00
	白井市	健康福祉部保健福祉相談室相談支援班 047(497)3491		保健福祉相談室 047(497)3491	
				家庭児童相談室 047(497)3477	月~金 9:30~16:30
	富里市	健康福祉部子育て支援課子育て支援班 0476(93)4497	家庭児童相談室	家庭児童相談室 0476(93)4498	月~金 9:00~16:00
	酒々井町	健康福祉課福祉班 043(496)1171 内134		健康福祉課 043(496)1171	
				こども課 043(496)1171	
			人権推進課 043(496)1171		
			保健センター 043(496)0090	※	
子ども相談			健康福祉課 043(496)1171	毎月第2火曜 13:00~16:00	
栄町	福祉課子育て支援班 0476(33)7708		学校教育課 043(496)1171	※	
			福祉課 0476(33)7708		

管轄	市町村名	調整担当部局	児童相談・虐待通告受付窓口名	児童相談・虐待通告受付担当部署	備考 (特記がない場合、窓口時間は通常の業務時間)
市川児童相談所	市川市	こども部子育て支援課 047(334)1392	子ども家庭総合支援センター	子育て支援課 047(334)1392	
	船橋市	健康福祉局子育て支援部児童家庭課 047(436)2334	家庭児童相談室	家庭児童相談室 047(436)2334	
	鎌ヶ谷市	健康福祉部こども課子育て総合相談室 047(445)1141 内線792	子育て総合相談室	子育て総合相談室 047(445)1141	
	浦安市	こども部こども家庭支援センター 047(351)8041	家庭児童相談室	こども家庭支援センター 047(350)7867	月～土 9:00～17:00
虐待ホットライン			こども家庭支援センター 047(351)8041		
柏児童相談所	松戸市	子ども部 子ども家庭相談課 047(308)7210	子ども家庭相談課	子ども部 047(366)3941	月～金 8:45～17:00
	野田市	児童家庭部児童家庭課児童相談係 04(7125)1111 内線2159 内線2173 内線2174	児童虐待相談	児童家庭課児童相談係 04(7125)1111	通告受付等は24時間対応
			家庭児童相談室	児童家庭課児童相談係 04(7125)1111	月～金 9:00～17:00
			児童虐待相談電話「子どもSOS」	児童家庭課児童相談係 なやみにはい 0120-783281	月～金 9:00～17:00 休日・夜間はFAX・留守番電話で受付
			保健センター	保健センター 04(7125)1188 関宿保健センター 04(7198)5011	月～金
	柏市	こども部児童育成課 家庭児童相談担当 04(7167)1458	家庭児童相談担当	児童育成課 04(7167)1458	月～金 9:00～16:00
	流山市	子ども家庭部子ども家庭課 子育て支援係 04(7150)6082		子ども家庭課 04(7150)6082	
			家庭児童相談室	子ども家庭課 04(7158)4144	月～金 10:00～16:00
我孫子市	子ども部子ども相談課 04(7185)1821	子ども総合相談窓口	子ども相談課 04(7185)1821		
銚子児童相談所	銚子市	健康福祉部社会福祉課子育て支援室 0479(24)8967	家庭児童相談室	社会福祉課子育て支援室 0479(24)8181内419	
	旭市	子育て支援課子育て支援班 0479(62)8012	家庭児童相談室	子育て支援課子育て支援班 0479(62)8012	月～金 9:00～16:00
				学校教育課指導班 0479(55)5726	
				健康管理課支援班 0479(57)3113	
	匝瑳市	福祉課児童班 0479(73)0096	家庭児童相談室	福祉課 0479(73)0096	
				学校教育課指導班 0479(72)1504	
				健康管理課 0479(73)1200	
	香取市	市民福祉部子育て支援課子育て推進班 0478(50)1257	児童母子相談室	子育て支援課 0478(50)1121	月～金 9:00～17:00
神崎町	保健福祉課福祉係 0478(72)1603		保健福祉課 0478(72)1603		
多古町	子育て支援課 0479(76)5412		子育て支援課こども係 0479(76)5412		
東庄町	健康福祉課福祉係 0478(80)3300		健康福祉課 0478(80)3300		

管轄	市町村名	調整担当部局	児童相談・虐待通告 受付窓口名	児童相談・虐待通告受付 受付担当部署	備考 (特記がない場合、窓口時間は通常の業務時間)
東上総児童相談所	茂原市	福祉部子育て支援課 0475(20)1573		子育て支援課 0475(20)1573	
			子育て家庭相談室	子育て支援課 0475(23)5500	
	東金市	市民福祉部子育て支援課児童家庭係 0475(50)1202		子育て支援課 0475(50)1202	
			家庭児童相談室	子育て支援課 0475(50)1168	
	勝浦市	福祉課児童係 0470(73)6618		福祉課児童係 0470(73)6618	
	山武市	保健福祉部子育て支援課児童家庭係 0475(80)2631	家庭児童相談室	子育て支援課児童家庭係 0475(80)2634	相談室直通 9:00~17:00
	いすみ市	市民生活部福祉課子育て支援班 0470(62)1117		福祉課 0470(62)1117	
	大網白里市	子育て支援課児童家庭班 0475(70)0331	家庭児童相談室	子育て支援課児童家庭班 0475(70)0331	月・水・金 9:00~16:00
	九十九里町	健康福祉課社会福祉係 0475(70)3162	健康福祉課 社会福祉係	健康福祉課社会福祉係 0475(70)3162	
	芝山町	福祉保健課子育て支援係 0479(77)3914	福祉保健課	子育て支援係 0479(77)3914	
	横芝光町	福祉課社会福祉班 0479(84)1257		福祉課 0479(84)1257	
				健康づくりセンター「プラム」 0479(82)3400	
	一宮町	福祉健康課 0475(42)1431		福祉健康課 0475(42)1431	
	睦沢町	健康福祉課 0475(44)2504	福祉介護班	福祉介護班 0475(44)2504	
	長生村	健康推進課健康指導係 0475(32)6800	健康推進課 健康指導係	健康推進課健康指導係 0475(32)6800	
	白子町	住民課児童係* 0475(33)2112		住民課児童係 0475(33)2112	
				保健福祉課健康づくり係 0475(33)2179	
				保健福祉課福祉係 0475(33)2113	
				教育課学校教育係 0475(33)2144	
	長柄町	住民課健康福祉班 0475(35)2414	健康福祉班	健康福祉班 0475(35)2414	
長南町	住民課保健福祉室福祉介護班 0475(46)2116	保健福祉室福祉介護班	福祉介護班 0475(46)2116		
大多喜町	子育て支援課子育て支援係 0470(82)2152	子育て支援課	子育て支援課 0470(82)2152		
御宿町	保健福祉課 0470(68)6716 教育課 0470(68)2514	保健福祉課	保健福祉課 0470(68)6716		
		教育課	教育課 0470(68)2514		
君津児童相談所	館山市	健康福祉部こども課 0470(22)3496	家庭児童相談室	こども課 0470(22)3133	相談室直通
	木更津市	福祉部児童家庭課子ども家庭相談担当 0438(23)7244	家庭児童相談室	児童家庭課 0438(23)7249	
	鴨川市	福祉課児童係 04(7093)7112	家庭児童相談室	福祉課 04(7093)7112	
			鴨川市福祉総合相談センター	健康推進課 04(7093)1200	
	君津市	保健福祉部児童家庭課 0439(56)1616	子育て支援相談室	子育て支援相談室 0439(56)1616	
	富津市	健康福祉部子育て支援課子ども家庭係 0439(80)1256		子ども家庭係 0439(80)1221	
	袖ヶ浦市	子育て支援課 0438(62)3272	子育て支援課	家庭児童相談室 0438(62)3272	
	南房総市	教育委員会子ども教育課幼児教育係 0470(46)2966		子ども教育課 0470(46)2966	
鋸南町	保健福祉課* 0470(50)1171	保健福祉課	保健福祉課 0470(50)1171		
		教育課	教育委員会 0470(55)2120		

※は児童相談のみ対応

## 【関係機関一覧】

児童に関する相談	児童相談所	千葉県稲毛区天台1-10-3 <b>千葉県中央児童相談所</b>	043-253-4101	成田市、佐倉市、習志野市、市原市 八千代市、四街道市、八街市、印西市 白井市、富里市、印旛郡
		市川市東大和田2-8-6 <b>千葉県市川児童相談所</b>	047-370-1077	市川市、船橋市、鎌ヶ谷市、浦安市
		柏市根戸445-12 <b>千葉県柏児童相談所</b>	04-7131-7175	松戸市、野田市、柏市、流山市、我孫子市
		銚子市台町2183 <b>千葉県銚子児童相談所</b>	0479-23-0076	銚子市、旭市、匝瑳市、香取市、香取郡
		茂原市高師3007-6 <b>東上総児童相談所</b>	0475-27-1733	茂原市、東金市、勝浦市、山武市、いすみ市 大網白里市、山武郡、長生郡、夷隅郡
		君津市中野4-18-9 <b>千葉県君津児童相談所</b>	0439-55-3100	館山市、木更津市、鴨川市、君津市、富津市 袖ヶ浦市、南房総市、安房郡
		千葉県美浜区高浜3-2-3 <b>千葉市児童相談所</b>	043-277-8880	千葉市
精神・心の相談・女性医師による女性のための健康相談・DVに関する相談 (配偶者暴力相談支援センター)	健康福祉センター(保健所)	習志野市本大久保5-7-14 <b>習志野健康福祉センター</b>	047-475-5151	習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市
		市川市南八幡5-11-22 <b>市川健康福祉センター</b>	047-377-1101	市川市、浦安市
		松戸市小根本7 <b>松戸健康福祉センター</b>	047-361-2121	松戸市、流山市、我孫子市
		野田市柳沢24 <b>野田健康福祉センター</b>	04-7124-8155	野田市
		佐倉市錦木仲田町8-1(印旛合同庁舎内) <b>印旛健康福祉センター</b>	043-483-1133	佐倉市、四街道市、八街市、印西市、白井市 酒々井町、栄町
		成田市加良部3-3-1 <b>成田支所</b>	0476-26-7231	成田市、富里市
		香取市佐原ロ2127 <b>香取健康福祉センター</b>	0478-52-9161	香取市、神崎町、多古町、東庄町
		銚子市栄町2-2-1 <b>海匠健康福祉センター</b>	0479-22-0206	銚子市、旭市
		匝瑳市八日市場イ2119-1 <b>八日市場地域保健センター</b>	0479-72-1281	匝瑳市
		東金市東金907-1 <b>山武健康福祉センター</b>	0475-54-0611	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町 芝山町、横芝光町
		茂原市茂原1102-1(長生谷合同庁舎内) <b>長生健康福祉センター</b>	0475-22-5167	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町 長柄町、長南町
		勝浦市出水1224 <b>夷隅健康福祉センター</b>	0470-73-0145	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
		館山市北条1093-1 <b>安房健康福祉センター</b>	0470-22-4511	館山市、南房総市、鋸南町
		鴨川市横渚1457-1 <b>鴨川地域保健センター</b>	0470-92-4511	鴨川市
		木更津市新田3-4-34 <b>君津健康福祉センター</b>	0438-22-3743	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
		市原市五井1309 <b>市原健康福祉センター</b>	0436-21-6391	市原市
		市保健所	市保健所	船橋市湊町2-10-18(船橋合同庁舎内) <b>船橋市保健所</b>
柏市柏下65-1 <b>柏市保健所</b>	04-7167-1256			柏市

家庭教育相談	教育委員会	千葉県稲毛区小仲台5-10-2 <b>千葉県子どもと親の絆'19-トータル</b>	043-207-6028 0120-415-446	電話相談 8:30～17:15 月～金 ※いじめ相談は24時間365日対応(フリーダイヤル)			
		千葉県稲毛区小仲台5-10-2 <b>千葉県総合教育センター特別支援教育部</b>	043-207-6025	来所相談 9:00～17:00 月～金(予約制) 電話相談 9:00～17:00 月～金			
		船橋市浜町2-5-1 <b>葛南教育相談室</b>	047-433-6031	来所相談 9:00～17:00 月～金(予約制)			
		野田市柳沢53 <b>東葛南教育相談室</b>	04-7124-9779				
		佐倉市鎌木仲田町8-1 <b>北総教育相談室</b>	043-486-6019				
		茂原市八千代2-10 <b>東上総教育相談室</b>	0475-23-4460				
		香取市北3-1-3 <b>香取教育相談室</b>	0478-54-1528				
		東金市東新宿1-1-11 <b>山武教育相談室</b>	0475-54-1093				
		大多喜町寒稲144 <b>夷隅教育相談室</b>	0470-82-2412				
		銚子市台町2186-2 <b>東総研修所相談室</b>	0479-23-5954				
		木更津市貝淵3-13-34 <b>南房総教育相談室</b>	0438-20-3396				
		館山市北条403 <b>安房教育相談室</b>	0470-25-3398				
		入所・自立支援・情報提供	乳児院	千葉県若葉区加曾利町1536 <b>千葉県乳児院</b>	043-232-0349		
				いすみ市岬町三門1483-5 <b>聖愛乳児園</b>	0470-87-7550		
				千葉県花見川区轡橋町675 <b>エンジェルホーム</b>	043-215-2155		
				富津市湊705 <b>望みの門 方舟乳児園</b>	0439-67-2131		
				長生郡長柄町長柄山741-10 <b>コミュニティ長柄</b>	0475-35-5361		
				八千代市上高野157 <b>ほうゆうベビーホーム</b>	047-409-5550		
				児童養護施設	南房総市富浦町多田良1185-1 <b>富浦学園</b>	0470-33-3939	
					千葉県稲毛区天台3-4-1. <b>房総双葉学園</b>	043-251-2612	
市原市島野733-1 <b>平和園</b>	0436-21-1674						
船橋市薬園台4-6-2 <b>恩龍園</b>	047-466-4020						
成田市玉造1-1 <b>成田学園</b>	0476-27-5451						
印旛郡酒々井町伊籬457-3 <b>豊雪学園</b>	043-496-4008						
長生郡一宮町一宮389 <b>一宮学園</b>	0475-42-2069						
旭市江ヶ崎1151 <b>東海学園</b>	0479-62-0758						
香取郡東庄町平山1290-1 <b>香取学園松葉寮</b>	0478-86-3535						
旭市岩井704 <b>滝郷学園</b>	0479-55-3027						
茂原市小林546 <b>獅子吼園</b>	0475-22-2397						
いすみ市深堀685 <b>子山ホーム</b>	0470-62-2325						
館山市洲宮768 <b>ひかりの子学園</b>	0470-28-2135						
木更津市真里谷1880-5 <b>野の花の家</b>	0438-53-2787						
松戸市根本内145 <b>晴香園</b>	047-345-2722						
富津市湊850 <b>望みの門 かずさの里</b>	0439-67-0005						
君津市糠田64 <b>生活クラブ風の村はぐくみの杜君津</b>	0439-70-1117						
袖ヶ浦市戸国飛地398-1 <b>びっき</b>	0438-40-5900						
千葉県花見川区轡橋町675 <b>ほうゆう・キッズホーム</b>	043-215-2223						
入所・自立支援・情報提供	児童自立支援施設	千葉県中央区生実町1001 <b>千葉県生実学校</b>	043-263-4731				
		君津市西坂田2-14-11 <b>人力舎君津</b>	0439-54-3440				
		松戸市日暮2-13-34 <b>こたにがわ学園</b>	047-389-0111				
		八千代市大和田921-1 <b>フジ</b>	047-494-1890				
		柏市南増尾1-4-3 <b>南柏</b>	04-7136-1992				
入所・自立支援・情報提供	ホーム	千葉県中央区生実町1001 <b>千葉県生実学校</b>	043-263-4731				
		君津市西坂田2-14-11 <b>人力舎君津</b>	0439-54-3440				
		松戸市日暮2-13-34 <b>こたにがわ学園</b>	047-389-0111				
		八千代市大和田921-1 <b>フジ</b>	047-494-1890				
		柏市南増尾1-4-3 <b>南柏</b>	04-7136-1992				

カウンセリング・相談	中核的支援センター 相談者暴力 ↑	千葉県女性サポートセンター	043-206-8001 FAX 043-206-8820  相談専用 043-206-8002	電話相談 24時間年中無休 面接相談(要予約) 月～金(祝祭日は除く)9:00～17:00 弁護士による法律相談(要予約) 第2・4火 女性医師による心とからだの健康相談(要予約) 第3木 一時保護
		配偶者暴力相談支援センター ↓	千葉県稲毛区天台6-5-2 千葉県青少年女性会館内 千葉県男女共同参画センター 電話043-252-8036 FAX 043-252-8037 利用時間 9:00～21:00・火～金 9:00～17:00・土・日・祝日 休館日 月曜日(祝日の場合は翌日)、 年末年始、臨時休館日  ※さわやかちば県民プラザ・けやき プラザの相談業務は祝日は休み	女性のための総合相談 04-7140-8605
			男性のための総合相談 043-285-0231	電話相談 16:00～20:00 火・水  カウンセリング(予約制) 13:00～17:00 第2・4土(ちば心理教育研究所) 16:00～20:00 第1・3木(けやきプラザ)
	女性センター等 市立	千葉県中央区千葉寺町1208-2 千葉県ハーモニープラザ内 千葉県男女共同参画センター 9:00～21:00(日曜 9:00～17:15) 月曜休館 祝日/年末年始休館	043-209-8771  相談専用 043-209-8775  相談専用 043-209-8773	女性カウンセラーによる電話・面接相談 (予約制) 女性相談 10:00～16:00 水・金・土・日 14:00～20:00 火・木 男性の臨床心理士による電話相談 男性相談 18:30～20:30 金
		市川市市川1-24-2 市川市男女共同参画センター(ウィズ) 9:00～21:00 平日 9:00～17:00 土日 月末最終火曜休館 祝日/年末年始休館	047-322-6700  相談専用(無料) 047-323-1777	女性のための相談(女性相談員対応) 10:00～16:00 月～金(12～13を除く) 10:00～12:30 土・日  法律相談(弁護士)(予約制) 13:00～17:00 水(休館日除く)
		船橋市宮本2-1-4 船橋市男女共同参画センター 9:00～22:00 日曜休館 祝休日/年末年始休館	047-423-0757 FAX 047-423-3007  043-423-0199	生き方相談(女性カウンセラー)(予約制) 10:00～16:00 金 16:30～21:00 第3水 男性カウンセラー(電話相談) 月 19:00～21:00 法律相談(女性弁護士)(予約制) 9:30～14:30 第1木 16:00～20:00 第3月(フェイス) 13:00～17:00 第4水
		松戸市本町14-10 松戸市女性センターゆうまつど 9:00～21:00 毎月末日/年末年始休館	047-364-8778  予約相談用 047-363-0505	女性カウンセラーによる電話・面接相談 (予約制) 14:00～20:00 第1月・木 10:00～16:00 第2・3・4月・木
		佐倉市王子台1-23 レイクビ アウス13階 佐倉市男女平等参画推進センター 9:00～21:00 12/29～1/3休館	043-460-2580 FAX 043-460-2582	女性のための相談(予約制) 毎週金曜日10:00～16:00 (第3金曜日14:00～20:00)

カウンセリング・相談	女性センター等	習志野市津田沼5-12-12サンロード津田沼5階 <b>ステップならしの (習志野市男女共同参画センター)</b> 平日9:00～21:00 土9:00～17:00 日曜・祝休日・年末年始 休館	047-453-9307 FAX 047-453-9327	女性の生き方相談 (女性カウンセラー) (予約制)  13:00～19:00・第1金 10:00～16:00・第2・4火、第3金
		八千代市八千代台南1-11-6 八千代台東南公共センター内 <b>八千代市男女共同参画センター</b> 月曜休所(月曜日が休日にあたる ときは火曜日も休所) 祝日/年末年始休所	047-485-6505  相談専用 047-485-7333	女性、こころの悩み電話相談 (女性カウンセラー) 9:00～16:00・火・木・金
		鎌ヶ谷市富岡2-6-1 生涯学習推進センター内 <b>鎌ヶ谷市男女共同参画推進センター</b>	047-401-0891 FAX 047-401-0892  相談予約電話 047-445-1141(内340・344)	女性のための相談(予約制) 10:00～15:00・原則第1～第4水
		浦安市猫実1-1-2 浦安市文化会館2階 <b>浦安市女性プラザ</b> 8:30～17:00 土・日・祝日、12/29～1/3	047-351-1111 内線 1050・1051  予約時間 月～金 8:30～17:00	女性のための相談(予約制) 10:00～16:00・第1～4月・火・木 ただしうち3回は14:30～20:00 女性のための法律相談(予約制) 月2回(日時は確認)
児童精神科	医療機関	千葉県緑区辺田町579-1 <b>千葉県こども病院</b>	043-292-2111	
		千葉県中央区青葉町1273-2 <b>青葉病院</b>	043-227-1131(代表)	精神科・児童精神科初診は予約が必要
		市川市国府台1-7-1 <b>国立国際医療研究センター国府台病院</b>	047-372-3501(代表)	初診は電話予約が必要
心の相談・治療	精神保健福祉センター	千葉県中央区仁戸名町666-2 <b>千葉県精神保健福祉センター</b>	043-263-3891(代表)  相談専用 043-263-3893 043-268-7830 043-268-7474	相談、診療(予約制) 9:00～11:30 月・火・木・金(祝日・年末年始を除く)  電話相談受付 9:00～16:30 月～金(祝日・年末年始を除く) 13:00～18:30 月～金(祝日・年末年始を除く) 13:00～18:30 月～金(祝日・年末年始を除く)
		千葉県美浜区豊砂5 <b>精神科医療センター</b>	043-276-3188 相談専用	精神科救急相談窓口 24時間対応 ただし夜間休日は千葉県内の方の緊急受診相談のみ対応
相談・情報提供	国	千葉県中央区中央港1-11-3 千葉地方事務局内 <b>子ども人権110番</b>	043-247-9666 0120-007-110 全国共通	8:30～17:15 月～金(祝祭日を除く)
		中央児童相談所内 <b>子ども・家庭110番</b>	043-252-1152	児童に関する相談の受付時間 8:30～20:00 毎日  児童虐待に関する相談、通告の受付時間 24時間365日
	民間窓口	ファミリーセンター ヴィオラ	0438-53-3453	電話・来所相談 9:00～19:00 月～金  外国人対応(日・英・比)
		こやま家庭支援センター	0470-63-1919	9:00～18:00
		子ども未来サポートセンターほうゆう	043-215-2001	通年
		旭ヶ丘母子ホーム	043-234-3366	電話相談
		チャイルドライン千葉 ママ・パパラインちば 千葉いのちの電話	0120-99-7777 043-204-9390 043-227-3900 0120-738-556	月～土 16:00～21:00 毎週金曜 13:00～16:00 電話相談・24時間受付 毎月10日 無料(平成25年4月～平成26年3月)

福祉サービスの総合コーディネーター・福祉の総合相談・権利擁護	(中核) 地域生活支援センター	八千代市勝田台北1-10-9CREA勝田台303号室 <b>なかまネット</b> (医療法人社団啓友会)	047-487-2941 24時間受付	習志野市・八千代市・鎌ヶ谷市
		市川市大洲1-14-4 東洋荘101 <b>がじゅまる</b> (社会福祉法人一路会)	047-300-9500 24時間受付	市川市・浦安市
		松戸市新松戸4-129関口第5ビル101 <b>ほっとねっと</b> (医療法人財団千葉健愛会)	047-309-7677 24時間受付	松戸市、流山市、我孫子市
		柏市柏下65-1 <b>あいネット</b> (社会福祉法人生活クラブ)	04-7165-8707 24時間受付	柏市
		野田市尾崎840-32 <b>のだネット</b> (社会福祉法人いちいの会)	04-7127-5366 24時間受付	野田市
		佐倉市鎌木仲田町9-3 <b>すけっと</b> (社会福祉法人愛光)	043-483-3718 24時間受付	成田市、佐倉市、四街道市、八街市、 印西市、白井市、富里市、酒々井町、栄町
		香取市北1-11-18 <b>香取ネットワーク</b> (NPO法人香取の地域福祉を考える会)	0478-50-2800 24時間受付	香取市、神崎町、多古町、東庄町
		旭市イ1775 <b>海匠ネットワーク</b> (社会福祉法人ロザリオの聖母会)	0479-60-2578 24時間受付	銚子市、旭市、匝瑳市
		山武市成東189-3 <b>さんぶエリアネット</b> (社会福祉法人ワナーホーム)	0475-53-5208 24時間受付	東金市、山武市、大網白里市、九十九里町、 芝山町、横芝光町
		茂原市長尾2694 <b>長生ひなた</b> (NPO法人長生真隔地域のくらしを支える会)	0475-22-7859 24時間受付	茂原市、一宮町、睦沢町、長生村、白子町、 長柄町、長南町
		いすみ市深堀689-1 <b>真隔ひなた</b> (NPO法人長生真隔地域のくらしを支える会)	0470-60-9123 24時間受付	勝浦市、いすみ市、大多喜町、御宿町
		館山市山本1155 <b>ひだまり</b> (社会福祉法人太陽会)	0470-28-5667 24時間受付	館山市、鴨川市、南房総市、鋸南町
		富津市青木2-16-4アーバンスモール秋山101 <b>君津ふくしネット</b> (社会福祉法人ミッドナイトミッションのぞみ会)	0439-27-1482 24時間受付	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
市原市東国分寺台3-10-15 <b>いちはら福祉ネット</b> (社会福祉法人ききょう会)	0436-23-5300 24時間受付	市原市		
権子 利 ど 擁 護 の		<b>千葉子どもサポートネット</b>	043-266-8419	
		<b>あわCAP</b>	0470-44-3755	
		<b>C ENJOY CAP</b>	043-279-9232	
		<b>A CAPなのはな</b>	04-7107-7087	
		<b>P CAPぽけっと</b>	047-452-5414	
		<b>CAPももくりさんねん</b>	0438-37-4321	
相 談	少 年 セ ン タ ー	千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル 1階 <b>千葉県警察少年センター</b>	043-201-1308 0120-783-497 (ナヤマヨクナル)	<b>面接相談 (要予約)</b> 千葉中央、千葉東、千葉西、千葉南、 千葉北 5警察署の管轄区域
		柏市柏5-8-32柏市役所本庁舎第2分室2階 <b>東葛地区少年センター</b>	04-7162-7867	鎌ヶ谷、松戸、松戸東、野田、 柏、流山、我孫子 7警察署の管轄区域
		船橋市東町834船橋市総合教育センター1階 <b>京葉地区少年センター</b>	047-422-8709	習志野、八千代、船橋、船橋東、 市川、行徳、浦安 7警察署の管轄区域
		木更津市新田2-3-18県教育庁 南房総教育事務所別館2階 <b>内房地区少年センター</b>	0438-25-9750	市原、木更津、君津、富津、館山、鴨川 6警察署の管轄区域
		成田市馬橋8-1成田市防犯事務所内 <b>北総地区少年センター</b>	0476-23-1891	佐倉、四街道、成田、成田国際空港、 印西、香取、銚子、旭、匝瑳 9警察署の管轄区域
		茂原市千代田町2-8-20 茂原市社会教育センター2階 <b>外房地区少年センター</b>	0475-22-3741	山武、東金、茂原、いすみ、勝浦 5警察署の管轄区域

法的な処理	裁判所	親子・夫婦関係調整・家事審判		
		260-0013 千葉市中央区中央4-11-27 <b>千葉家庭裁判所(本庁)</b>	043-222-0165	千葉市・習志野市・市原市・八千代市
		285-0038 佐倉市弥勒町92 <b>千葉家庭裁判所佐倉支部</b>	043-484-1215	佐倉市・成田市・四街道市・八街市 印西市・白井市・富里市・印旛郡
		299-4397 長生郡一宮町一宮2791 <b>千葉家庭裁判所一宮支部</b>	0475-42-3531	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡
		271-8522 松戸市岩瀬無番地 <b>千葉家庭裁判所松戸支部</b>	047-368-0154	松戸市・野田市・柏市・流山市 我孫子市・鎌ヶ谷市
		292-0832 木更津市新田2-5-1 <b>千葉家庭裁判所木更津支部</b>	0438-22-3774	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
		294-0045 館山市北条1073 <b>千葉家庭裁判所館山支部</b>	0470-22-2273	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
		289-2144 匝瑳市八日市場イ2760 <b>千葉家庭裁判所八日市場支部</b>	0479-72-1300	銚子市・旭市(旧干潟町を除く)・匝瑳市・ 東金市・山武市・大網白里市・山武郡・多古町
		287-0003 香取市佐原イ3375 <b>千葉家庭裁判所佐原支部</b>	0478-52-3040	香取市・旭市(旧干潟町)神崎町・東庄町
		272-8511 市川市鬼高2-20-20 <b>千葉家庭裁判所市川出張所</b>	047-336-3002	市川市・船橋市・浦安市
	地方裁判所	保護命令・仮処分・民事訴訟		
		260-0013 千葉市中央区中央4-11-27 <b>千葉地方裁判所(本庁)</b>	043-222-0165	千葉市・習志野市・市原市・八千代市 市川市・船橋市・浦安市
		285-0038 佐倉市弥勒町92 <b>千葉地方裁判所佐倉支部</b>	043-484-1215	佐倉市・成田市・四街道市・八街市 印西市・白井市・富里市・印旛郡
		299-4397 長生郡一宮町一宮2791 <b>千葉地方裁判所一宮支部</b>	0475-42-3531	茂原市・勝浦市・いすみ市・長生郡・夷隅郡
		271-8522 松戸市岩瀬無番地 <b>千葉地方裁判所松戸支部</b>	047-368-5143	松戸市・野田市・柏市・流山市 我孫子市・鎌ヶ谷市
		292-0832 木更津市新田2-5-1 <b>千葉地方裁判所木更津支部</b>	0438-22-3774	木更津市・君津市・富津市・袖ヶ浦市
		294-0045 館山市北条1073 <b>千葉地方裁判所館山支部</b>	0470-22-2273	館山市・鴨川市・南房総市・安房郡
		289-2144 匝瑳市八日市場イ2760 <b>千葉地方裁判所八日市場支部</b>	0479-72-1300	銚子市・旭市(旧干潟町を除く)・東金市・ 匝瑳市・山武市・大網白里市・山武郡・多古町
		287-0003 香取市佐原イ3375 <b>千葉地方裁判所佐原支部</b>	0478-52-3040	香取市・旭市(旧干潟町)神崎町・東庄町
法律相談	法律扶助	千葉市中央区中央4-5-1Qiball 2階 <b>法テラス千葉</b>	0503383-5381	<b>民事法律扶助</b> 平日9:00～17:00
		松戸市松戸1879-1松戸商工会議所会館3F <b>法テラス松戸</b>	050-3383-5388	
	千葉県弁護士会	千葉市中央区中央4-13-12 <b>千葉県弁護士会</b>	043-227-8431	<b>法律相談予約受付時間</b> 平日10:00～16:00
		千葉市中央区中央4-13-12 <b>法律相談センター本庁(千葉)</b>	043-227-8954	<b>有料法律相談(予約制)(10,500円/1時間)</b> 平日10:00～16:00 <b>土・夜間法律相談(要問合せ)</b> (相談場所は担当弁護士法律事務所になることもあります。)

法律相談	千葉県弁護士会	茂原市茂原443 茂原商工会館3階 <b>茂原法律相談センター</b>	0475-23-0640	有料法律相談（予約制）（7,875円／45分） 10:00～16:00 火・金（祝祭日は休み）
		松戸市松戸1281-29 住友生命松戸ビル4階 <b>松戸法律相談センター</b>	047-366-6611	有料法律相談（予約制）（5,250円／30分） 月・金（祝祭日は休み）午後 火・水・木（祝祭日は休み） 午前・午後
		船橋市本町1-10-10 船橋商工会議所5階 <b>船橋法律相談センター</b>	047-437-3634	有料法律相談（予約制）（7,875円／45分） 月・水・木（祝日休）9:30～16:45 火（祝日休）13:00～16:45、金（祝日休）9:30～11:45 土（祝日休）10:00～14:30
		銚子市三軒町19-4 銚子商工会館2階 <b>銚子法律相談センター</b>	043-227-8971	有料法律相談（予約制）（5,250円／30分） 13:15～16:15 木（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます
		鴨川市横濱643-2 鴨川商工会3階 <b>鴨川法律相談センター</b>	043-227-8972	有料法律相談（予約制）（5,250円／30分） 13:20～16:20 水（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます
		成田市花崎町736-62 成田市商工会館 <b>成田法律相談センター</b>	043-227-8984	有料法律相談（予約制）（5,250円／30分） 13:15～16:45 金、第2・4木（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます
		香取市佐原イ525-1 佐原商工会議所 <b>佐原法律相談センター</b>	043-227-8983	有料法律相談（予約制）（5,250円／30分） 13:00～16:00 火（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます
		袖ヶ浦市福王台3-1-3 袖ヶ浦市商工会館 <b>木更津・袖ヶ浦法律相談センター</b>	043-227-8970	有料法律相談（予約制） (木更津10,500円/1時間、袖ヶ浦5,250円/30分) 木更津 木（祝日休）13:00～16:00 袖ヶ浦 月（祝日休）13:00～16:00 (2コマの予約可)
		東金市東岩崎1-5 東金商工会館2階 <b>東金法律相談センター</b>	0475-23-0640	有料法律相談（予約制）（5,250円／30分） 13:00～16:00 水（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます
		館山市八幡821 館山商工会議所2階 <b>館山法律相談センター</b>	043-227-8972	有料法律相談（予約制）（5,250円／30分） 13:15～16:15 月（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます
		匝瑳市八日市場イ2755 裁判所内弁護士会館 <b>八日市場法律相談センター</b>	0479-72-0271	有料法律相談（予約制）（5,250円／30分） 13:30～16:30 月（祝祭日は休み） 2コマの予約もできます
		市川市行徳駅前1-27-10 高田E*202号室 <b>市川浦安法律相談センター</b>	047-396-6884	有料法律相談（予約制）（5,250円／30分） 13:00～16:00 火・金（祝祭日は休み） 9:30～12:30 土（祝祭日は休み）
相法 談律	千葉県	千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎) <b>県報道広報課広報室</b>	043-223-2249 043-223-2250	無料法律相談・予約制 月2回 木 13:00～16:00

自立支援	ハローワーク	千葉市美浜区幸町1-1-3 <b>ハローワーク千葉</b>	043-242-1181	千葉市（中央区（千葉南所の管轄区域を除く）、美浜区、花見川区、稲毛区、若葉区）、四街道市、八街市、山武市、山武郡横芝光町
		千葉市中央区南町2-16-3 海気館蘇我駅前ビル3F・4F <b>ハローワーク千葉南</b>	043-300-8609	千葉市（中央区（赤井町、今井1～3丁目、今井町、鶴の森町、大森町、生実町、川崎町、川戸町、塩田町、白旗1～3丁目、蘇我町1-2丁目、蘇我1-2丁目、大蔵寺町、新浜町、仁戸名町、花輪町、浜野町、星久喜町、松ヶ丘町、南生実町、南町1～3丁目、宮崎1-2丁目、宮崎町、村田町、若草1丁目）、緑区）、市原市、東金市、大網白里市、九十九里町
		市川市南八幡5-11-21 <b>ハローワーク市川</b>	047-370-8609	市川市、浦安市
		銚子市東芝町5-9 <b>ハローワーク銚子</b>	0479-22-7406	銚子市、旭市、匝瑳市
		館山市八幡815-2 <b>ハローワーク館山</b>	0470-22-2236	館山市、鴨川市、南房総市、安房郡
		木更津市富士見1-2-1アグア木更津ビル5F <b>ハローワーク木更津</b>	0438-25-8609	木更津市、君津市、富津市、袖ヶ浦市
		香取市北1-3-2 <b>ハローワーク佐原</b>	0478-55-1132	香取市、香取郡
		茂原市高師台1-5-1 茂原地方合同庁舎1F <b>ハローワーク茂原</b>	0475-25-8609	茂原市、長生郡
		いすみ市大原8000-1 <b>ハローワークいすみ</b>	0470-62-3551	勝浦市、いすみ市、夷隅郡
		松戸市松戸1307-1 松戸ビル3F <b>ハローワーク松戸</b>	047-367-8609	松戸市、柏市、流山市、我孫子市
		野田市みずき2-6-1 <b>ハローワーク野田</b>	04-7124-4181	野田市
		船橋市湊町2-10-17（第一庁舎） 船橋市本町2-1-1 船橋スクエア21ビル（第二庁舎） <b>ハローワーク船橋</b>	（第一）047-431-8287 （第二）047-420-8609	船橋市、習志野市、八千代市、鎌ヶ谷市、白井市
		成田市加良部3-4-2 <b>ハローワーク成田</b>	0476-27-8609	成田市、佐倉市、印西市、富里市、印旛郡、山武郡のうち芝山町
		自立支援	就職相談	千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル1F <b>ハローワークプラザちば</b>
柏市柏4-8-1 柏東口金子ビル3F <b>ハローワークプラザ柏</b>	04-7166-8609			10:00～19:00 月～金（祝日・年末年始除く） 求人情報の検索・閲覧、一般求職者を対象とした職業相談・紹介を行っています。
千葉市中央区新町3-13 千葉TNビル1F <b>マザーズハローワークちば</b>	043-238-8100			8:30～17:15 月～金 10:00～17:00 土（第2、第4土曜に開庁） （祝日・年末年始除く） 子育てをしながら働きたい方、仕事と家庭を両立したい方の支援を行っています。
市原市更級5-1-18 市原市勤労会館（youホール）1F <b>ハローワークプラザ市原</b>	0436-23-6941			月～土（木・祝日・年末年始除く）8:30～17:00 （木曜が祝日の場合、翌日の金曜も開庁です）
千葉市稲毛区穴川4-12-1 <b>千葉市ふるさとハローワーク</b>	043-284-0800			8:30～17:00 月～金 （祝日及び年末年始を除く） 求人情報の検索・閲覧、一般求職者を対象とした職業相談・紹介を行っています。また、千葉市が実施している就労・生活支援相談を求職者へ行っています。
東金市東岩崎1-3 東金市役所別棟1F <b>東金市地域職業相談室</b>	0475-52-1104			開庁日： 浦安市以外…土・日・祝・年末年始を除く 浦安市……………水・日・祝・年末年始を除く
流山市江戸川台東1-4 新川JAビル2F <b>流山市地域職業相談室</b>	04-7156-7888			開庁時間： 浦安市以外…8:30～17:00 浦安市……………9:00～17:15
旭市ニの5127 旭市青年の家 <b>旭市地域職業相談室</b>	0479-62-5359			取扱内容： 地域住民を対象として、求人自己検索装置による情報提供及び職業相談・紹介を行っています。
佐倉市宮前3-4-1 ミレニアムセンター佐倉3F <b>佐倉市地域職業相談室</b>	043-483-3180			
浦安市入船1-4-1 ショッピングプラザ新浦安店4F 市民プラザ内 <b>浦安市地域職業相談室</b>	047-381-8609			
八千代市大和田新田312-5 八千代市役所内1F <b>八千代市地域職業相談室</b>	047-483-1151			
我孫子市本町2-4-2 サンビーンズビル6F <b>我孫子市地域職業相談室</b>	04-7165-2786			
鴨川市横濱1450 鴨川市役所1F <b>鴨川市ふるさとハローワーク</b>	04-7093-7853			
野田市鶴奉7-1 野田市役所2F <b>野田市無料職業紹介所</b>	04-7125-1111(3224)			9:00～17:00 月・水・金（祝日を除く）
白井市復1123 白井市役所2F <b>白井市無料職業紹介所</b>	047-492-1111(3280)			月～金
千葉市中央区富士見2-3-1 塚本大千葉ビル6F <b>千葉県福祉人材センター</b>	043-441-6301 043-441-6307			福祉業界の求人・求職相談、情報提供・紹介 月～土（祝日・年末年始を除く）10:00～18:00
千葉市中央区新町3-13（千葉NTビル3F） <b>千葉県求職者総合支援センター</b>	043-245-9420	9:00～17:00 月～金（祝祭日は除く） 10:00～17:00 土（祝祭日は除く）		
千葉市美浜区幕張西4-1-10（ちば仕事プラザ内） <b>ちば地域若者サポートステーション</b>	043-351-5531	9:30～16:30		

支 自 援 立	相 労 談 働	千葉市中央区市場町1-1(県庁本庁舎2F) <b>千葉県労働相談センター</b>	043-223-2744	開庁日9時～20時(17時以降は電話のみ) <b>弁護士による特別労働相談(予約制)</b> 毎月第1・3 金13:00～15:00 <b>働く人のメンタルヘルス特別労働相談</b> 毎月第2水13:00～15:00(予約制) 毎月第4水17:00～19:00(予約制)
住 ま い	県 営 住 宅	千葉市中央区中央4-13-28 新都市ビル8F <b>千葉県住宅供給公社</b> <b>県営住宅管理部募集課</b> 住宅供給公社総合案内所内 <b>住まい情報プラザ(県営住宅ほか)</b>	043-222-9200  043-223-3266	<b>県営住宅の入居事務</b> 年4回空家募集を実施。抽選の結果、当選者に対し資格審査を行い入居者を決定します。 DV世帯・母子家庭等に当選確率の優遇有 申込みから入居まで3か月かかります。
	住 宅 公 営	<b>住宅供給公社(総合案内所)</b>	043-227-5673	公社住宅等の賃貸・入居
	貸 U 住 R 宅 賃	<b>都市再生機構募集販売本部</b>		UR住宅の募集案内 URL: <a href="http://www.ur-net.go.jp/">http://www.ur-net.go.jp/</a>
	援 助 機 関 に 対 する 専 門 相 談	横浜市戸塚区汲沢町983 <b>社会福祉法人横浜博萌会</b> <b>子どもの虹情報研修センター</b>	045-871-9345 FAX 045-871-8091	虐待問題等に関する援助機関等を対象とした「法律」「医療」「心理」「福祉」等の分野についての専門相談・情報提供

## 警察署一覧

各署の生活安全課には相談を専門に受け付けるスタッフがいます。

名 称	電話番号	郵便番号	所 在 地
警察本部相談サポート コーナー	043-227-9110	〒260-8668	千葉市中央区長洲1-9-1
千葉中央 警察署	043-244-0110	〒260-8510	千葉市中央区中央港 1-13-1
千葉東 警察署	043-233-0110	〒264-0007	千葉市若葉区小倉町 859-2
千葉西 警察署	043-277-0110	〒261-0011	千葉市美浜区真砂 2-1-1
千葉南 警察署	043-291-0110	〒266-0032	千葉市緑区おゆみ野中央8-1-2
千葉北 警察署	043-286-0110	〒263-0001	千葉市稲毛区長沼原町 199-1
習志野 警察署	047-474-0110	〒275-0015	習志野市鷺沼台2-4-1
八千代 警察署	047-486-0110	〒276-0044	八千代市萱田町 681-39
船橋 警察署	047-435-0110	〒273-0001	船橋市市場 4-18-1
船橋東 警察署	047-467-0110	〒274-0063	船橋市習志野台 7-9-20
鎌ヶ谷 警察署	047-444-0110	〒273-0107	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷4-8-35
市川 警察署	047-370-0110	〒272-0015	市川市鬼高 4-4-1
行徳 警察署	047-397-0110	〒272-0127	市川市塩浜 3-10-18
浦安 警察署	047-350-0110	〒279-0011	浦安市美浜 5-13-2
松戸 警察署	047-369-0110	〒271-8557	松戸市松戸 558-2
松戸東 警察署	047-349-0110	〒270-0023	松戸市八ヶ崎 4-51-9
野田 警察署	04-7125-0110	〒278-0005	野田市宮崎 147-4
柏 警察署	04-7148-0110	〒277-0835	柏市松ヶ崎 722-1
流山 警察署	04-7159-0110	〒270-0175	流山市三輪野山 744-4
我孫子 警察署	04-7182-0110	〒270-1177	我孫子市柴崎 904-1
佐倉 警察署	043-484-0110	〒285-0811	佐倉市表町 3-17-1
四街道 警察署	043-432-0110	〒284-0044	四街道市和良比 635-5
成田 警察署	0476-27-0110	〒286-0036	成田市加良部 3-5
成田国際空港警察署	0476-32-0110	〒282-0011	成田市古込字込前 133
印西 警察署	0476-42-0110	〒270-1327	印西市大森 2514-13
香取 警察署	0478-54-0110	〒287-0002	香取市北 2-1-1
銚子 警察署	0479-23-0110	〒288-0814	銚子市春日町 1922-2
旭 警察署	0479-64-0110	〒289-2504	旭市二 1-1
匝瑳 警察署	0479-72-0110	〒289-2144	匝瑳市八日市場イ 559-1
山武 警察署	0475-82-0110	〒289-1321	山武市富田ト 1177-3
東金 警察署	0475-54-0110	〒283-0061	東金市北之幸谷 10-12
茂原 警察署	0475-22-0110	〒297-0031	茂原市早野新田 7
いすみ 警察署	0470-62-0110	〒298-0004	いすみ市大原 8312-4
勝浦 警察署	0470-73-0110	〒299-5231	勝浦市沢倉515-6
市原 警察署	0436-41-0110	〒290-0067	市原市八幡海岸通 1965-17
木更津 警察署	0438-22-0110	〒292-0834	木更津市潮見1-1-5
君津 警察署	0439-54-0110	〒299-1152	君津市久保 4-1-1
富津 警察署	0439-66-0110	〒299-1616	富津市海良 121-1
館山 警察署	0470-23-0110	〒294-0045	館山市北条 1090-2
鴨川 警察署	04-7092-0110	〒296-0001	鴨川市横渚 1465

## 家庭児童相談室

名 称	所 在 地	電 話
印旛健康福祉センター	佐倉市鏑木仲田町8-1	043 (483) 1133
香取健康福祉センター	香取市佐原口2127	0478 (52) 9161
海匠健康福祉センター	銚子市栄町2-2-1	0479 (22) 0206
山武健康福祉センター	東金市東金907-1	0475 (54) 0611
長生健康福祉センター	茂原市茂原1102-1	0475 (22) 5167
夷隅健康福祉センター	勝浦市出水1224	0470 (73) 0145
安房健康福祉センター	館山市北条1093-1	0470 (22) 4511
千葉市中央家庭児童相談室	千葉市中央区中央4-5-1	043 (221) 2151
千葉市花見川家庭児童相談室	千葉市花見川区瑞穂1-1	043 (275) 6445
千葉市稲毛家庭児童相談室	千葉市稲毛区穴川4-12-4	043 (284) 6139
千葉市若葉家庭児童相談室	千葉市若葉区貝塚2-19-1	043 (233) 8152
千葉市緑家庭児童相談室	千葉市緑区鎌取町226-1	043 (292) 8139
千葉市美浜家庭児童相談室	千葉市美浜区真砂5-15-2	043 (270) 3153
銚子市家庭児童相談室	銚子市若宮町1-1	0479 (24) 8181
市川市家庭児童相談室	市川市八幡1-1-1	047 (334) 1111
船橋市家庭児童相談室	船橋市湊町2-8-11 (文書送付先：湊町2-10-25)	047 (436) 2334
館山市家庭児童相談室	館山市北条1145-1	0470 (22) 3133
木更津市家庭児童相談室	木更津市潮見1-1	0438 (23) 7249
松戸市子ども家庭相談課	松戸市竹ヶ花74-3	047 (308) 7210
野田市家庭児童相談室	野田市鶴奉7-1	04 (7125) 1111
茂原市子育て家庭相談室	茂原市道表1	0475 (23) 5500
成田市家庭児童相談室	成田市花崎町760	0476 (20) 1538
佐倉市家庭児童相談室	佐倉市海隣寺町97	043 (484) 6263
東金市家庭児童相談室	東金市東岩崎1-1	0475 (50) 1168
旭市家庭児童相談室	旭市ニの1920	0479 (62) 5362
習志野市子育て支援相談室	習志野市鷺沼1-1-1	047 (453) 7322
柏市家庭児童相談担当	柏市柏5-10-1	04 (7167) 1458
市原市家庭児童相談室	市原市国分寺台中央1-1-1	0436 (23) 9746
流山市家庭児童相談室	流山市平和台1-1-1	04 (7158) 4144
八千代市子ども相談センター	八千代市大和田新田312-5	047 (484) 2954
我孫子市子ども相談課	我孫子市我孫子1858	04 (7185) 1821
鴨川市家庭児童相談室	鴨川市八色887-1	04 (7093) 7112
鎌ヶ谷市家庭児童相談室	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047 (445) 1141
君津市児童家庭課子育て支援相談室	君津市久保2-13-1	0439 (56) 1616
富津市家庭児童相談室	富津市下飯野2443	0439 (80) 1221
浦安市家庭児童相談室	浦安市東野1-7-1	047 (350) 7867
四街道市家庭児童相談室	四街道市鹿渡無番地	043 (423) 0783
袖ヶ浦市家庭児童相談室	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438 (62) 2111
八街市家庭児童相談室	八街市八街ほ35-29	043 (443) 1693
印西市家庭児童相談室	印西市大森2364-2	0476 (42) 5180
白井市家庭児童相談室	白井市復1123	047 (497) 3477
富里市家庭児童相談室	富里市七栄652-1	0476 (93) 4498
匝瑳市家庭児童相談室	匝瑳市八日市場ハ793-2	0479 (73) 0096
香取市児童母子相談室	香取市佐原口2127	0478 (50) 1121
山武市家庭児童相談室	山武市殿台296	0475 (80) 2634
いすみ市家庭児童相談室	いすみ市大原7400-1	0470 (62) 1919
大網白里市家庭児童相談室	大網白里市大網115-2	0475 (70) 0331

## 保健センター等一覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
千葉市中央保健福祉センター健康課	260-8511	千葉市中央区中央4-5-1	043 (221) 2581
千葉市稲毛保健福祉センター健康課	263-8550	千葉市稲毛区穴川4-12-4	043 (284) 6493
千葉市若葉保健福祉センター健康課	264-8550	千葉市若葉区貝塚2-19-1	043 (233) 8191
千葉市緑保健福祉センター健康課	266-8550	千葉市緑区鎌取町226-1	043 (292) 2620
千葉市花見川区保健福祉センター健康課	262-8510	千葉市花見川区瑞穂1-1	043 (275) 6295
千葉市美浜保健福祉センター健康課	261-8581	千葉市美浜区真砂5-15-2	043 (270) 2213
銚子市保健福祉センター健康管理課	288-0047	銚子市若宮町4-8	0479 (24) 8070
市川市保健センター	272-0023	市川市南八幡4-18-8	047 (377) 4511
市川市南行徳保健センター	272-0138	市川市南行徳1-21-1	047 (359) 8785
船橋市保健所	273-0011	船橋市湊町2-10-18	047 (431) 4191
船橋市健康増進課	273-8501	船橋市湊町2-10-25	047 (436) 2382
船橋市中央保健センター	273-0021	船橋市海神2-13-25	047 (423) 2111
船橋市東部保健センター	274-0077	船橋市薬台台5-31-1	047 (466) 1383
船橋市北部保健センター	274-0812	船橋市三咲7-24-1	047 (449) 7600
船橋市西部保健センター	273-0033	船橋市本郷町457-1	047 (302) 2626
館山市保健センター	294-0045	館山市北条740-1	0470 (23) 3113
木更津市保健相談センター	292-0067	木更津市中央1-5-18	0438 (23) 1300
松戸市中央保健福祉センター	271-0072	松戸市竹ヶ花74-3	047 (366) 7489
松戸市小金保健福祉センター	270-0014	松戸市小金2 ピコティ西館3階	047 (346) 5601
松戸市常盤平保健福祉センター	270-2218	松戸市五香西3-7-1 健康福祉会館2階	047 (384) 1333
松戸市常盤平保健福祉センター六美保健室	270-2203	松戸市六高台3-70	047 (384) 2583
野田市保健センター	278-0003	野田市鶴奉7-4	04 (7125) 1188
野田市関宿保健センター	270-0226	野田市東宝珠花260-1	04 (7198) 5011
茂原市保健センター	297-0029	茂原市高師3001	0475 (25) 1725
成田市健康増進課	286-0017	成田市赤坂1-3-1 保健福祉館	0476 (27) 1111
佐倉市健康管理センター	285-0825	佐倉市江原台2-27	043 (485) 6711
佐倉市西部保健センター	285-0843	佐倉市中志津2-32-4	043 (463) 4181
佐倉市南部保健センター	285-0806	佐倉市大篠塚1587	043 (483) 2812
東金市保健福祉センター	283-0005	東金市田間421	0475 (50) 1234
旭市健康管理課支援班	289-2712	旭市横根3520	0479 (57) 3113
習志野市健康支援課	275-0016	習志野市津田沼5-14-24	047 (453) 2967
柏市保健所	277-0004	柏市柏下65-1	04 (7167) 1256
勝浦市保健福祉センター	299-5226	勝浦市串浜1191-1	0470 (73) 6101
市原市保健センター	290-0050	市原市更級5-1-27	0436 (23) 1187
流山市保健センター	270-0121	流山市西初石4-1433-1	04 (7154) 0331
八千代市保健センター	276-0042	八千代市ゆりのき台2-10	047 (486) 7250
我孫子市保健センター	270-1132	我孫子市湖北台1-12-16	04 (7185) 1126
鴨川市総合保健福祉会館	296-0033	鴨川市八色887-1	04 (7093) 7111

## 保健センター等一覧

名 称	郵便番号	住 所	電話番号
鎌ヶ谷市総合福祉保健センター	273-0195	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047 (445) 1141
君津市保健福祉センターふれあい館	299-1152	君津市久保3-1-1	0439 (57) 2230
浦安市健康センター	279-0004	浦安市猫実1-2-5	047 (381) 9058
四街道市保健センター	284-8555	四街道市鹿渡無番地	043 (421) 6100
袖ヶ浦市保健センター	299-0292	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438 (62) 2111
八街市総合保健福祉センター	289-1192	八街市八街ほ35-29	043 (443) 1631
印西市中央保健センター	270-1327	印西市大森2356-3	0476 (42) 5595
印西市高花保健センター	270-1342	印西市高花2-1-5	0476 (47) 2111
印西市印旛保健センター	270-1693	印西市美瀬1-25	0476 (80) 3800
印西市本埜保健センター	270-2392	印西市笠神2587	0476 (97) 1111
白井市健康課	270-1492	白井市復1123	047 (497) 3495
富里市保健センター	286-0292	富里市七栄652-1	0476 (93) 4121
匝瑳市健康管理課	289-2144	匝瑳市八日市場イ2408-1	0479 (73) 1200
匝瑳市野栄総合支所	289-2192	匝瑳市今泉6474	0479 (67) 3111
香取市健康づくり課	287-8501	香取市佐原口2127	0478 (50) 1235
山武市成東保健福祉センター	289-1392	山武市殿台296	0475 (80) 1171
いすみ市夷隅保健センター	298-0123	いすみ市荻谷1168	0470 (86) 3799
いすみ市大原保健センター	298-8501	いすみ市大原7400-1	0470 (62) 1119
いすみ市岬ふれあい会館保健センター	299-4621	いすみ市岬町東中滝720-1	0470 (87) 8785
大網白里市健康増進課(保健センター)	299-3251	大網白里市大網100-2	0475 (72) 8321
酒々井町保健センター	285-0922	印旛郡酒々井町中央台4-10-1	043 (496) 0090
神崎ふれあいプラザ保健福祉館	289-0221	香取郡神崎町神崎本宿96	0478 (72) 1603
多古町保健福祉センター	289-2241	香取郡多古町多古2848	0479 (76) 3185
東庄町保健福祉総合センター	289-0612	香取郡東庄町石出2692-4	0478 (80) 3300
九十九里町保健福祉センター	283-0195	山武郡九十九里町片貝4099	0475 (70) 3161
芝山町保健センター	289-1624	山武郡芝山町小池980	0479 (77) 1891
横芝光町健康づくりセンター「プラム」	289-1733	山武郡横芝光町栗山1076	0479 (82) 3400
一宮町保健センター	299-4301	長生郡一宮町一宮2461	0475 (40) 1055
長生村保健センター	299-4394	長生郡長生村本郷1-77	0475 (32) 6800
白子町農業者健康管理センター	299-4218	長生郡白子町関5038-1	0475 (33) 2111
長柄町保健センター	297-0218	長生郡長柄町桜谷712	0475 (35) 2486
長南町保健センター	297-0192	長生郡長南町長南2110	0475 (46) 3392
御宿町保健センター	299-5192	夷隅郡御宿町須賀1522	0470 (68) 2511
鋸南町保健福祉総合センター	299-1902	安房郡鋸南町保田560	0470 (50) 1171

市福祉事務所等一覧

名 称	住 所	電話番号
千葉市中央保健福祉センター社会援護第一課	千葉市中央区中央4-5-1きぼーる11階	043-221-2154
千葉市中央保健福祉センター社会援護第二課		043-221-2066
千葉市花見川保健福祉センター社会援護課	千葉市花見川区瑞穂1-1	043-275-6471
千葉市稲毛保健福祉センター社会援護課	千葉市稲毛区穴川4-12-4	043-284-6136
千葉市若葉保健福祉センター社会援護第一課	千葉市若葉区貝塚2-19-1	043-233-8156
千葉市若葉保健福祉センター社会援護第二課		043-233-8158
千葉市緑保健福祉センター社会援護課	千葉市緑区鎌取町226-1	043-292-8152
千葉市美浜保健福祉センター社会援護課	千葉市美浜区真砂5-15-2	043-270-3149
銚子市福祉事務所	銚子市若宮町1-1	0479-24-8181
市川市福祉事務所	市川市八幡1-1-1	047-334-1111
船橋市福祉サービス部生活支援課	船橋市湊町2-1-4	047-436-2365
館山市健康福祉部社会福祉課	館山市北条1145-1	0470-22-3492
木更津市福祉部社会福祉課	木更津市潮見1-1	0438-23-7111
松戸市社会福祉担当部生活支援課	松戸市根本387-5	047-366-7349
野田市保健福祉部社会福祉課	野田市鶴奉7-1	04-7125-1111
茂原市福祉部社会福祉課	茂原市道表 1	0475-20-1571
成田市福祉部社会福祉課	成田市花崎町760	0476-20-1536
佐倉市健康こども部児童青少年課	佐倉市海隣寺町97	043-484-6263
東金市市民福祉部社会福祉課	東金市東岩崎1-1	0475-50-1166
旭市社会福祉課	旭市ニの1920	0479-62-5351
習志野市保健福祉部保護課	習志野市鷺沼1-1-1	047-453-9205
柏市保健福祉部生活支援課	柏市柏5-10-1	04-7167-1111
勝浦市福祉課	勝浦市新官1343-1	0470-73-6618
市原市福祉事務所	市原市国分寺台中央1-1-1	0436-22-1111(大代表)
流山市健康福祉部社会福祉課	流山市平和台1-1-1	04-7150-6079
八千代市健康福祉部生活支援課	八千代市大和田新田312-5	047-483-1151(大代表)
我孫子市健康福祉部社会福祉課	我孫子市我孫子1858	04-7185-1113
鴨川市福祉事務所	鴨川市八色887-1	04-7093-7112
鎌ヶ谷市健康福祉部社会福祉課	鎌ヶ谷市新鎌ヶ谷2-6-1	047-445-1141
君津市保健福祉部厚生課	君津市久保2-13-1	0439-56-1183
富津市健康福祉部社会福祉課	富津市下飯野2443	0439-80-1258
浦安市健康福祉部社会福祉課	浦安市猫実1-1-1	047-351-1111
四街道市福祉事務所	四街道市鹿渡無番地	043-421-2111
袖ヶ浦市保健福祉部厚生課	袖ヶ浦市坂戸市場1-1	0438-62-2111
八街市福祉事務所	八街市八街ほ35-29	043-443-1622
印西市福祉事務所	印西市大森2364-2	0476-42-5111
白井市福祉事務所	白井市復1123	047-497-3482
富里市福祉事務所	富里市七栄652-1	0476-93-1111
南房総市保健福祉部社会福祉課	南房総市谷向100	0470-36-1151
匝瑳市福祉課	匝瑳市八日市場ハ793-2	0479-73-0096
香取市市民福祉部社会福祉課	香取市佐原口2127	0478-50-1209
山武市福祉事務所	山武市殿台296	0475-80-2612
いすみ市市民生活部福祉課	いすみ市大原7400-1	0470-62-1117
大網白里市福祉事務所	大網白里市大網115-2	0475-70-0330

千葉県子ども虐待対応マニュアル 別冊 資料編  
《事務局》

260-8667

千葉市中央区市場町1番1号

千葉県健康福祉部児童家庭課虐待防止対策室

TEL 043-223-2357

FAX 043-224-4085

平成26年1月初版発行